

貸金庫規定改定のお知らせ

平素より、四国銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、金融庁「中小・地域金融機関向け総合的な監督指針」の2025年5月30日付改正を受け、2026年4月1日付で「貸金庫規定」を下記の通り改定いたします。

記

1. 改定の背景

- ◆ 改正された監督指針では、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保の観点から、「現金」がリスクの高い物品として明示されています。
- ◆ 弊行では、貸金庫の安全性と適正な運営を確保するため、マネー・ローンダリング対策の一環として以下の改定を行います。

2. 主な改定内容

- ① 2026年4月1日以降、貸金庫(応対型貸金庫・自動貸金庫・保管ケースのすべてを指します。以下同じ)に、日本円(注)・外国通貨とも「現金」を格納いただけません。

(注)格納いただけない現金(日本円)は以下の通りとなります。

現在発行されている銀行券・貨幣および、それと肖像が同一である銀行券 ※例:2007年に発行停止となつた一万円券<福沢諭吉>



出典: 国立印刷局 HP (https://www.npb.go.jp/product_service/intro/kihon.html)をもとに編集

(注)現在、貸金庫内に現金を保管されているお客さまは、速やかに現金のお引き取りをお願いいたします。

- ② 貸金庫の利用目的を書面等でご申告いただきます。
③ 現行の「貸金庫規定(応対型)」・「自動貸金庫規定」・「保管ケース規定」の各規定について、2026年4月1日付にて「貸金庫規定」に統合(一本化)いたします。

※ 改定後の貸金庫規定はこちらをご覧ください

⇒ https://www.shikokubank.co.jp/rule/assets/index_rule_82.pdf

3. 改定日

◆ 2026年4月1日

4. ご留意点

- ◆ 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにつきましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをお願いいたします。
- ◆ 上記2. ②記載の書面につきましては、順次、お届けいただいているご住所宛に郵送等させていただきます。

以上